

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第50回）

中国におけるビジネスモデル特許保護適格性に対する最高人民法院判決 ～ DX時代における保護適格性判断～

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

専利法第2条では「発明とは、製品、方法、又はその改良について出された新しい技術」とされているが、単純なビジネス方法は、人類の智力活動規則に属し、技術手段を採用せず、技術課題を解決せず、かつ、技術効果をもたらさず、専利法の保護客体に属さない。

本事件ではSNSプラットフォーム上での共同購入を実現する処理方法について特許出願がなされ、保護適格性の有無が争点となった。

最高人民法院は、請求項に記載の発明全体からすれば、本発明は技術的課題を解決すべく技術手段を採用して技術的効果を奏するものであるとして、保護適格性を有さないとした知識産権局復審委員会の決定¹及び北京知識産権法院の第1審判決²を取り消した³。

2. 背景

(1) 特許の内容

北京京東尚科情報技術有限公司は「自動改変数値をシェアする方法」と称する発明特許(201610009262.3,CN105678627)を国家知識産権局に申請した。本発明はSNSプラットフォーム上での共同購入に関する技術である。争点となった請求項1は以下のとおりである。

“1. 自動で残金を清算する方法において：

第二ユーザの、第一ユーザからのシェアリンクを通じたシェアプラットフォームの訪問に応じて、前記シェアリンクの復号を通じて、第一ユーザ標識及び商品標識を取得し、かつ前記第一ユーザ標識及び商品標識を識別ファイル中に記憶し；

第二ユーザの登録操作の完了に応じて、識別ファイル中に第一ユーザ標識を含む場合、前記識別ファイル及び第二ユーザ標識を対応付け、かつ前記識別ファイル、第二ユーザ標識、及び、前記識別ファイルと第二ユーザ標識との間の対応関係を、シェアプラットフォームの一次保存ファイル中に記憶し；

1 国家知識産権局復審委員会決定 第286442号

2 北京知識産権法院2022年10月25日判決（2022）京73行初6302号

3 最高人民法院2024年6月27日判決（2023）最高法知行終91号